平成２８年（フ）第３０２号
沖縄県島尻郡与那原町字板良敷609番地の11　４Ｆ
債務者　山城　勝武
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第７８号
長野県飯田市鼎一色452番地１
債務者　松本よしみ
1　決定年月日時　平成28年11月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで　長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第９３号
福岡県嘉麻市漆生1036番地７　稲築大坪団地238号
債務者　三宅　重二
1　決定年月日時　平成28年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第３８８号
熊本県上益城郡益城町大字広崎865番地３　サンハイム広崎Ｂ101号
債務者　新村　一美
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３０９号
大分市大字奥田682番地の２（なんえいビル108）
債務者　荒井ユカリ（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成28年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３１５号
大分市中鶴崎２丁目１番30号（エレガンテ鶴崎306）
債務者　大野由美子（旧姓藤・清成）
1　決定年月日時　平成28年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第７５号
鹿児島県薩摩郡さつま町時吉2038―32、住民票上の住所鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1087番地１
債務者　角井　　誠
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第８９号
鹿児島県出水郡長島町川床3046番地６
債務者　嵜川　良一
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第９０号
鹿児島県出水市野田町上名6228番地熊陳Ａ団地15号
債務者　牧内　　昭
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第９１号
鹿児島県薩摩川内市永利町4983番地16
債務者　井上　正義
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第２８１号
沖縄県豊見城市字豊見城968番地45
債務者　崎原　長徳
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３００号
沖縄県那覇市三原１丁目12番24号
債務者　山城美由紀
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１６５号
富山市水橋上条新町３番地20
債務者　藤井　宏治
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで　富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２９４号
奈良県生駒市中菜畑１丁目55番地１　ＧＳハイム315
債務者　三好　裕樹
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで　奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２９５号
奈良県生駒市中菜畑１丁目55番地１　ＧＳハイム315
債務者　三好　有美（旧姓播本）
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで　奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１０４号
広島県福山市三吉町３丁目７番15号　サンフラワー101
債務者　高橋　克行
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１４６号
広島県福山市南手城町２丁目４番７号　坂田住宅１
債務者　耀嶺　摩咲
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１６７号
神奈川県横須賀市衣笠栄町３丁目５番地　プレジデントマンション衣笠103
債務者　伊藤　　瞳
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで　横浜地方裁判所横須賀支部